

議案第1号

一般職の職員の給与等に関する条例及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年8月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成26年4月から支給しないこととしていた一般職の職員の地域手当及び平成27年4月から支給しないこととしていた非常勤一般職の職員の報酬のうち地域手当相当額を平成28年10月から支給するため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を削る。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。